



ひとり親家庭等医療費支給制度について

問 保健医療課 ☎0823-43-1639

江田島市では、ひとり親家庭等医療費支給制度の受給資格要件に該当する方に対して、医療費の自己負担部分の軽減を図っています。

受給資格要件	・江田島市に住民登録をしている方（児童福祉施設などに入所している場合を除く） ・各種健康保険に加入している方 ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童を扶養している方 ・世帯全員（同居する扶養義務者全員）の所得税が非課税（生活保護世帯を除く） 以上の条件をすべて満たすひとり親家庭の方
自己負担	1医療機関ごとに1日500円（入院14日・通院4日まで） ※保険薬局（院外処方）での薬代と補装具代は、自己負担なし
更新	毎年1回 ※6月上旬に対象となっている方に申請書を送付します。申請後に所得税などの判定を行い、認定となった方には、7月下旬に新しい受給者証を送付します。
その他	新たに受給資格要件に該当する方は、申請が必要となります。申請日から有効の受給者証を発行します。

重度心身障害者医療費支給制度について

問 保健医療課 ☎0823-43-1639

江田島市では、重度心身障害者医療費支給制度の受給資格要件に該当する方に対して、医療費の自己負担部分の軽減を図っています。

受給資格要件	①身体障害者手帳 1級～3級所持者 ②療育手帳 A、A、B所持者 ③精神障害者保健福祉手帳1級所持者（自立支援医療受給者証【精神通院】所持者に限る）
自己負担	1医療機関ごとに1日200円（入院14日・通院4日まで） ※③は通院のみ ※保険薬局（院外処方）での薬代と補装具代は、自己負担なし
所得制限	本人と扶養義務者などに所得制限有り
更新	毎年1回 所得の判定を行い認定となった方に対し、7月下旬に8月1日から有効の受給者証を送付。
その他	新たに受給資格要件に該当する方は、申請が必要となります。

令和6年度被爆二世健康診断のお知らせ

問 保健医療課 ☎0823-43-1639

広島県では、被爆二世の方を対象に健康管理に役立てていただくために、健康診断を実施しています。受診を希望される方は申し込みをしてください。

対象者	両親のいずれかが原子爆弾被爆者であり、次のいずれかに該当し、広島県内に居住する方 ・広島被爆にあつては、昭和21年6月1日以降に生まれた方 ・長崎被爆にあつては、昭和21年6月4日以降に生まれた方
申込方法	市内受付窓口を設置している専用はがきに必要事項を記入し、県庁被爆者支援課へ申し込み。広島県のホームページからも電子申請によって申し込みできます。
申込期間	令和6年6月1日(土)～令和7年1月31日(金)まで（消印有効）
実施期間	令和6年6月10日(月)～令和7年2月28日(金)まで(精密検査については令和7年3月10日(月)まで)
検査費用	無料です。注) 被爆二世健康診断の範囲に含まれない検査は自己負担となります。

※詳しくは、保健医療課・各市民センターおよび三高支所にある「令和6年度被爆二世健康診断のお知らせ」をご覧ください。

40歳から74歳の江田島市国保の方へ～今年も特定健診を受けましょう～

問 保健医療課 ☎0823-43-1639

特定健康診査（特定健診）ってなに？

特定健診はメタボリックシンドロームに着目した健診で、血液や尿検査で糖尿病、脂質異常症、高血圧症などの生活習慣病のリスクの他に、貧血や腎機能等を無料で検査することができます。

対象者には、5月下旬に特定健康診査受診券（ピンク色）を送付しています。受診券が届いた方は、医療機関へ健診の予約をしましょう。

対象者…4月1日から継続して江田島市国民健康保険に加入している40歳～74歳の方



◀ 集団健診予約 HP

実施方法

集団健診	実施期間	7月12日(金)～7月22日(月)
	予約期間	5月7日(火)～6月13日(木)
個別健診	予約方法	電話☎050-3625-9745（平日9:00～17:30）またはインターネット
	実施期間	6月1日(土)～令和7年2月28日(金)
	予約方法	直接、各医療機関にお申し込みください。市内17医療機関の他、広島県内の医療機関でも受ける事ができます。ご自身の主治医で受診できるかは、保健医療課にお問い合わせください。

持参するもの 特定健康診査受診券・国民健康保険証

みなし健診について

通院中の方で特定健診に不足している検査項目だけ実施することで、特定健診を受診したとみなすことができます。希望される方は、主治医の先生にご相談ください。（江田島市内の医療機関に限ります。）

※詳しくは、広報たじま5月号と一緒に配布している「健診ガイドブック」をご覧ください。ご不明な点がございましたら保健医療課まで、お問い合わせください。

令和6年度健診ガイドブック▶



6月4日から10日は「歯と口の健康週間」

～歯を見せて 笑える今を 未来にも～

問 保健医療課 ☎0823-43-1639

日本歯科医師会では、6月4日から6月10日を「歯と口の健康週間」と定めています。いつまでもおいしいものを食べ続けるための元気な歯は、日々の手入れから。

江田島市でも、高齢になっても豊かに楽しく過ごしていただくために、自分の口から食事をとることがとても大切なことであると考えて、8020運動を推進しています。

「8020（ハチマルニイマル）運動」とは？

「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動です。

20本以上の歯があれば、食生活にほぼ満足すると言われています。そのため、「生涯、自分の歯で食べる楽しみを味わえるように」との願いを込めて、この運動が始まりました。



歯を失う原因で多いのは歯周病といわれています。歯周病は自覚症状があまりなく、自分で確認することも難しいため、自分が歯周病であると気づかない人も多くいます。「かかりつけ歯科医」をもち、定期的に歯科健診を受けることが大切です。江田島市では、節目年齢歯科健診が6月1日(土)から始まります。対象者にははがきが届きますのでぜひ歯科健診を受診しましょう。